

国民健康保険に加入している皆さんへ

8月は保険証の更新月です。

現在お持ちの被保険者証の有効期限は**令和3年7月31日**です。

新しい保険証を7月下旬までに郵送（簡易書留）します。保険証はカードタイプで、ひとりずつ持っていただくことになります。

8月1日以降、病院等にかかるときは、必ず新しい保険証を提示してください。

期限切れの保険証は、保健福祉課又は各振興センターで随時回収しております。（郵送可）ご自身で責任を持って処分していただいても結構です。

※以下のような場合は、役場へ14日以内の届出が必要です。

	こんな場合	届出に必要なもの
国保に入る	職場の健康保険をやめた	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなった	被保険者でなくなった証明書
国保をやめる	職場の健康保険に加入した	国保と職場の両方の保険証（職場の保険証が未交付の場合は加入証明）
	職場の健康保険の被扶養者になった	
届出には「世帯主」と「手続きの対象となる人」のマイナンバー、窓口に来られた方の本人確認ができるものがが必要です。		

※国民健康保険から他の健康保険に加入した場合※

国民健康保険は、他の健康保険に加入しても、自動で喪失はしません。

国民健康保険の切り替えには、役場で手続きが必要です。手続きをしないままですと、国民健康保険税の支払いが続くことになります。上記の届出に必要なものをご持参のうえ、鏡野町役場の窓口で手続きを行ってください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在お持ちの減額認定証の有効期限は令和3年7月31日です。

医療費が高額になるときは、入院・外来、どちらの場合でも「限度額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証（住民税非課税世帯が対象）」を提示すれば、医療機関の窓口での負担が限度額までとなります。あらかじめ国保担当窓口にて認定証の交付申請をしてください。

（申請月より前の月に遡っての申請はできませんのでご注意ください）

有効期限は申請月の初日（国保加入月の場合は資格取得日）から初めて到来する7月末までです。

現在限度額認定証をお持ちの方には、7月中に更新のお知らせをお送りします。8月以降も必要な方は、更新申請してください。（国保税の滞納がある場合は限度額認定証の発行はできません）

この件についてのお問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 国保係 担当：小林・村島
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891